

(仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校体操服選定業務公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

令和9年4月に鶴ヶ島中学校と西中学校を再編し、(仮称)西部中学校の開校を目指し準備を進めている。

開校に向けて、令和7年4月に鶴ヶ島中学校と西中学校に入学する生徒から、(仮称)西部中学校の新しい体操服を導入する予定である。

それに伴い、体操服のデザイン決定や仕様書の作成及び導入後の運用等で、(仮称)西部中学校開校準備委員会(以下、「準備委員会」という。)等の支援を行う体操服製造に関わる事業者を選定する。

2 事業内容と全体スケジュール

(1) 事業内容

①体操服:長袖(上下)、半袖シャツ、ハーフパンツ(クォーターパンツ)のデザイン案の作成及び決定

②体操服デザイン案の展示会の支援

③体操服の仕様書の作成及び開示(体操服販売店への周知を含む)

※体操服は、市内中学校の体操服を扱うすべての販売店に、同条件で卸すこと。

※提案のロゴ・マーク等のデザインの権利は、令和8年度まで鶴ヶ島市教育委員会に、令和9年度以降は(仮称)西部中学校に帰属するものとする。

(2) 全体スケジュール

令和5年8月 プロポーザルの実施、体操服製造に関わる事業者を1社選定
体操服のデザイン、仕様書等の検討

10月 体操服デザイン案の展示会、子どもたちと保護者等によるアンケートの実施

令和6年2月 体操服デザイン案の最終決定

3月 仕様書を販売店に開示

令和7年4月 体操服の導入開始

(3) 体操服の決定方法

準備委員会(制服等検討専門部会)で体操服の候補案を決定し、教育委員会に報告する。
準備委員会(制服等検討専門部会)の検討結果を踏まえ、関係学校長と教育委員会で協議し、体操服を決定する。

3 プロポーザルの概要

(1) 名称

(仮称)鶴ヶ島市立西部中学校体操服選定業務

(2) 選考方法

公募型プロポーザル方式

体操服製造に関わる事業者から、準備委員会(制服等検討専門部会)で企画提案事業者の候補を選定し、体操服のデザイン見本・仕様書を作成するための企画提案を受け、選定することとする。

(3) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

①直近5年間(平成30年度から令和4年度)に次の実績を有する業者であること。

- 鶴ヶ島市内の中学校の体操服の供給実績がある事業者であること。
- ②税を滞納していないこと。
 - ③宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
 - ④暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人・団体でないこと。
 - ⑤鶴ヶ島市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により設置する委員会の委員、鶴ヶ島市議会議員、(仮称)鶴ヶ島市立西部中学校開校準備委員会委員及び同制服等検討専門部会委員が属する法人・団体でないこと。

4 選考日程

(1) プロポーザルに係るスケジュール

- 令和5年7月12日(水) 実施要領の公表
- 7月19日(水) 質問書の提出期限
- 7月21日(金) 質問書の回答期限
- 8月2日(水) 参加申込書及び企画提案書の提出期限
- 8月9日(水) 体操服参加業者プロポーザル実施
- 8月18日(金) 選考結果の通知期限

※書類の提出は土・日曜日、祝日を除く平日の9時～17時

(2) 質疑の受付と回答

①質問書の受付

この実施要領等に関して疑義がある場合は、質問書(様式4)に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭での質問は受け付けない。

- ア 受付期限 令和5年7月19日(水) 17時まで
- イ 提出先 鶴ヶ島市教育委員会学校教育課(準備委員会事務局)
- ウ 提出方法 Eメール(10800020@city.tsurugashima.lg.jp)

②質問書に対する回答

- ア 回答期限 令和5年7月21日(金)
- イ 回答方法 全ての質問とその回答は一覧にして質問したすべての体操服製造に関わる事業者に対し、Eメールにより回答を行う。

※本回答をもって、この実施要領の内容が加除・修正されたものとみなす。

5 提出書類等について

(1) プロポーザル参加について

- ①(仮称)鶴ヶ島市立西部中学校体操服選定業務公募型プロポーザル参加申込書(様式1) 1部
- ②会社概要(様式2)
- ③参加資格確認書(様式3) 1部
- ④未納の税額がないことの証明、納税証明書その3の3 1通(写し可)

(2) 企画提案書等について

- ①企画提案書(任意様式) 原本1部、写し7部(審査委員用)
 - ・プレゼンテーション時の審査委員資料として、次のとおり企画提案書の写し7部を提出すること。
 - ・A4判10ページ以内で次の要点に基づき作成すること。様式は任意だが、A4判縦、左綴じとすること。ただし、資料等でA3判横3つ折りは可とする。

【要点】

a 体操服製造に関わる事業者からの企画提案

- ・企業の特徴（提供できる商品の特徴や長所）
- ・体操服を導入する趣旨を踏まえ、どのように準備委員会の要望等を取り入れ反映していくのか（「(6) 体操服導入の趣旨」、「(7) 体操服導入に係る準備委員会からの主な要望事項」の内容を踏まえて提案すること）。
- ・要望を満たしたうえで、体操服製造に関わる事業者としてどのような企画やアフターサービスが行えるか。

b その他アピールポイント

※ その他作成上の留意点

- ・A4判については両面印刷可、記載方法や要点の順番は問わない。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的に、かつ専門知識を有しない者に対して配慮したものにする。
- ・専門用語や略語について、初出の箇所にて定義や説明を記述すること。
- ・ページ番号を記載すること。
- ・文字のフォントは制限しないが、サイズは11ポイント以上で作成すること。

②企業概要がわかる会社案内等の資料8部

③体操服のサンプル（体操服、長袖（上下）、半袖シャツ、ハーフパンツ（クォーターパンツ）のサンプル、各1体をプレゼンテーション当日に持参、展示すること）

(3) 受付期間・時間

受付期限：令和5年8月2日（水）17時まで

(4) 提出先

鶴ヶ島市教育委員会学校教育課（準備委員会事務局）

(5) 提出方法

直接持参、または郵送により提出すること（郵送の場合は必着とする）。

(6) 体操服導入の趣旨

令和9年4月に鶴ヶ島中学校と西中学校を再編し、（仮称）西部中学校の開校を目指し準備を進めている。

両校の歴史や伝統を尊重しつつ、再編する中学校として、夢や希望を持てる、地域住民からも愛され親しまれる中学校を目指す体操服を選定する。

中学校の体操服について、機能性、耐久性、快適性、経済性を考慮した現代に適応した体操服の導入を目指す。

(7) 体操服導入に係る準備委員会からの主な要望事項

体操服導入の趣旨を理解し、この実施要領で示した体操服導入に係る全体スケジュールの遵守に努めながら、次の新しい体操服導入における配慮について、準備委員会とともに協力し合い、検討していくことができる体操服製造に関わる事業者を募集する。

■機能的配慮

- ・近年の気温の上昇、空調導入等による気温差に対応しやすく、また、様々な活動の支障にならない動きやすいデザイン等とする。
- ・耐久性にすぐれ、洗濯やアイロンなど家庭でのケアがしやすい素材等を採用するとともに生徒の成長に対応できる仕様とする。

■経済的な配慮

- ・現行もしくは現行以下の価格設定を目指す。
- ・体操服価格の学校間差をなくすことを目指す。

- ・現行の体操服に愛着を持つ生徒へ配慮するとともに個人的な体操服の譲り受けを考慮し、移行（混在可）期間を設ける。

■その他の配慮

- ・デザイン選定などの時に生徒・保護者の意見が反映できるようにデザインアンケート等を実施する。
- ・半袖シャツは下着が透けにくいものとする。
- ・体操服は保護者の要望に応じて、化学繊維を使用していない製品を個別に販売するなど、アレルギー対応ができるようにする。
- ・長袖（上下）は安全面を考慮し、反射材を入れる。
- ・ハーフパンツ（クォーターパンツ）にはポケットをつける。

(8) その他

プロポーザル参加に係わる費用はすべて申請者側の負担とする。

6 プレゼンテーションについて

企画提案書等（体操服のサンプルを含む本プロポーザルに係る資料として提出されたもの）に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時及び場所

日時：令和5年8月9日（水）

場所：鶴ヶ島市役所5階504会議室

※ 順番は提案書類提出順とし、8月4日（金）17時までに申込者に連絡する。

(2) 所要時間

受付（市役所5階501会議室にて）

会場入室・準備 5分

企画提案書に基づくプレゼンテーション 10分

体操服のサンプル確認及び質疑応答 10分

片付け・退室 5分

(3) 出席者数

事業者1社につき3名以内とする。

(4) その他

- ①説明は、提出した企画提案書（5（1）①の写し）に記載された文章、図、イラスト等及び体操服のサンプルの範囲内で行うこととし、追加資料の配布・使用は認めない。
- ②机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル含む）は準備委員会が用意する。ただし、パソコンは企画提案事業者側で持参するものとする。
- ③プレゼンテーションに係わる費用はすべて企画提案事業者側の負担とする。

7 選定方法

(1) 審査

審査は準備委員会が企画提案書等に記載された内容（体操服のサンプル含む）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、別紙の審査基準に基づき審査する。審査の結果、各審査委員の合計得点が最も高い企画提案事業者とする。

各審査委員の合計得点が最も高い企画提案事業者が複数いた場合は、その企画提案事業者の中で、各審査員による決選投票を行い、決定する。

企画提案事業者が1社の場合は、上記と同様に審査し、各審査員の評価が60点以上の

得点を満たせば決定とする。

なお、プレゼンテーションは審査基準の項目ごとに説明するように努めること。

(2) 結果の通知

審査の結果は、本プロポーザルに参加した企画提案事業者に対し、令和5年8月18日(金)までに書面で通知する。

なお、審査する委員及び審査の経過や結果などの審査に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないものとする。

8 その他留意事項

- (1) 提出期限後の提出物等の修正、変更は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽のあることが判明した場合、選定の結果を取消すことがある。
- (3) プロポーザル後に体操服のサンプルのみ返却し、提出書類の返却は行わない。
- (4) (仮称)鶴ヶ島市立西部中学校体操服選定業務公募型プロポーザル参加申込書(様式1)提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。
- (5) 体操服のデザイン案決定、体操服の仕様書の作成及び開示(説明会での関係者への説明を含む)、体操服の審査・承認及び承認した商品リスト作成と販売店への周知等の経費は、体操服製造に関わる事業者の負担とする。

9 問合せ及び提出先

鶴ヶ島市教育委員会学校教育課(準備委員会事務局)

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1

電話 049-271-1111 (内線 561)

F A X 049-271-1190

メール 10800020@city.tsurugashima.lg.jp